



埼玉県報

第115号
令和2年(2020年)
6月16日
火曜日

目次

告示

- 管理理容師資格認定講習会の取消 (生活衛生課)
- 管理美容師資格認定講習会の取消 (生活衛生課)
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 管理理容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 管理美容師資格認定講習会の指定 (生活衛生課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 令和2年度埼玉県立学校42校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告 (高校教育指導課)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定 (川越建築安全センター)
- 生化学分析システムの賃貸借及び生化学分析システム用検査試薬の調達に関する入札公告 (経営管理課)
- 自動血球分析装置賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達に関する入札公告 (経営管理課)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定 (選挙管理委員会)
- 公職選挙法に基づく個人演説会等施設の指定取消し (選挙管理委員会)
- 包括外部監査の結果に関する措置状況の公表 (監査第一課)
- 包括外部監査人の監査の事務を補助させようとする者 (監査第一課)

告 示

埼玉県告示第六百四十一号

令和二年埼玉県告示第九十三号（管理理容師資格認定講習会の指定）は、取り消す。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百四十二号

令和二年埼玉県告示第九十四号（管理美容師資格認定講習会の指定）は、取り消す。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第六百四十三号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和二年八月十八日から同月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第六百四十四号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

令和二年八月十八日から同月二十五日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第六百四十五号

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第十一条の四第二項の規定により、
管理理容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和二年十月五日から同月十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和二年十二月一日から同月八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和三年三月十五日から同月二十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告 示

埼玉県告示第六百四十六号

美容師法（昭和三十二年法律第六十三号）第十二条の三第二項の規定により、
管理美容師資格認定講習会として次のとおり指定した。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 講習会の主催者

東京都江東区有明三丁目七番二十六号

公益財団法人理容師美容師試験研修センター

二 講習日程及び講習会場

イ 令和二年十月五日から同月十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ロ 令和二年十二月一日から同月八日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

ハ 令和三年三月十五日から同月二十三日までの間のうち三日間

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター

三 受講料

一万六千円

告示

埼玉県告示第六百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

埼玉県鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ポレール吹上

ケーヨーデイツー吹上

埼玉県北足立郡吹上町新宿二丁目百九十三番地外

（変更後）BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

埼玉県鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）生活協同組合さいたまコープ 理事長 石川裕司

埼玉県さいたま市南区根岸一丁目五番五号 外 計七者

（変更後）ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 堀内康隆

神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号 外 計三者

ハ 変更年月日

平成二十六年六月二十六日

ニ 届出年月日

令和二年五月二十九日

二 縦覧期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第六百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年六月一六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

BOOKOFF SUPER BAZAAR 17号鴻巣吹上店

埼玉県鴻巣市新宿二丁目百九十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）六千八百四十二平方メートル

（変更後）二千二百二十六平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 二八三台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 八二台

駐輪場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 一一一台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 七三台

荷さばき施設の位置及び面積

（変更前）位置 図面省略 面積 二五二平方メートル

（変更後）位置 図面省略 面積 一一七平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

（変更前）位置 図面省略 容量 六二立方メートル

（変更後）位置 図面省略 容量 三〇立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）出入口の数 四か所 位置 図面省略

（変更後）出入口の数 二か所 位置 図面省略

ハ 変更年月日

令和三年一月三十日

ニ 届出年月日

令和二年五月二十九日

二 縦覧期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県県央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年六月十六日から令和二年十月十六日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第六百四十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年六月十六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和2年度埼玉県立学校42校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和2年10月1日（木）から令和7年7月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告示第277号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課学びの改革担当 皆川 電話048-830-6625（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月27日（月）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月22日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月27日（月）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課 令和2年7月27日（月）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和2年7月10日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be leased: equipment related to computer rooms for 42 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 27, 2020, By mail; 5:00 p.m. July 22, 2020, In person; 10:30 a.m. July 27, 2020.

(3) Contact point for the notice: High School Education Management Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6625.

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和二年六月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 松 井 直 行

第一〇一号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和二年三月四 日	指定の年月日
埼玉県比企郡小川町大字小川字大豆五駄五百九 十七番一	指定に係る道路の位置
三十二・四	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県病院事業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年六月十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

生化学分析システム賃貸借及び生化学分析システム用検査試薬の調達

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

ア 生化学分析システム賃貸借

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

イ 生化学分析システム用検査試薬の調達

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで。ただし、生化学分析システム用試薬内訳書（様式第8-2号）に記載された検査試薬の単価に基づき、市場価格に著しい変動がある場合を除き、生化学分析システムの賃貸借期間中、毎年度、同単価で単価契約を締結することを前提に応札すること。

(4) 納入場所

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 埼玉県熊谷市板井1696

イ 埼玉県立がんセンター 埼玉県北足立郡伊奈町小室780

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成30年埼玉県告示第857号）又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和2年埼玉県告

示第277号)に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。

- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条の規定に基づく医薬品の販売の許可及び第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 佐藤

電話048-830-5985(直通) 電子メール a5970-06@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札器機に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料(提案書)の提出場所及び使用に関する問い合わせ先

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分

〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696

埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部長 横田

電話048-536-9900(代表) 電子メール k369900@pref.saitama.lg.jp

イ 埼玉県立がんセンター分

〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室780

埼玉県立がんセンター 検査技術部副部長 岩田

電話048-722-1111(代表) 電子メール youdo@cancer-c.pref.saitama.jp

- (3) 入札説明書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (4) 入札説明会

なし。

- (5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月3日午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月31日午後5時まで（必着）なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年8月3日午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類等を入札説明書に示す方法で令和2年7月10日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年7月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) a. Nature and quantity of the products to be leased:

Biochemical Automatic Analyzer

b. Nature and quantity of the products to be purchased:

The inspection reagents for Biochemical Automatic Analyzer

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 3, 2020

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 31, 2020

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau.

Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,

Saitama-Ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告 示

埼玉県病院事業告示第十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和二年六月十六日

埼玉県病院事業管理者 岩 中 督

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

自動血球分析装置賃貸借及び自動血球分析装置用検査試薬の調達

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

ア 自動血球分析装置賃貸借

令和3年1月1日から令和7年12月31日まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

イ 自動血球分析装置用検査試薬の調達

令和3年1月1日から令和3年3月31日まで。ただし、「自動血球分析装置・検査試薬内訳書」（様式第8-2号）に記載された検査試薬の単価に基づき、市場価格に著しい変動がある場合を除き、自動血球分析装置の賃貸借期間中、毎年度、同単価で単価契約を締結することを前提に応札すること。

(4) 納入場所

ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター 熊谷市板井1696

イ 埼玉県立がんセンター 北足立郡伊奈町小室780

ウ 埼玉県立小児医療センター さいたま市中央区新都心1-2

エ 埼玉県立精神医療センター 北足立郡伊奈町小室818-2

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(平成30年埼玉県告示第857号)又は物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示(令和2年埼玉県告示第277号)に基づき、業種区分「物品の販売」及び「物品の賃貸」の両方についてA等級に格付けされた者であること。
- (3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱(平成21年3月31日付け入審第513号)に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成21年4月1日付け入審第97号)に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第24条の規定に基づく医薬品の販売の許可及び第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業及び貸与業の許可を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 佐藤
電話048-830-5985(直通) 電子メール a5970-06@pref.saitama.lg.jp
- (2) 入札器機に係る技術仕様書その他の入札説明書で求める提出資料(提案書)の提出場所及び使用に関する問い合わせ先
 - ア 埼玉県立循環器・呼吸器病センター分
〒360-0197 埼玉県熊谷市板井1696
埼玉県立循環器・呼吸器病センター 検査技術部長 横田
電話048-536-9900(代表) 電子メール k369900@pref.saitama.lg.jp
 - イ 埼玉県立がんセンター分
〒362-0806 埼玉県北足立郡伊奈町小室780
埼玉県立がんセンター 検査技術部副部長 岩田
電話048-722-1111(代表) 電子メール youdo@cancer-c.pref.saitama.jp
 - ウ 埼玉県立小児医療センター分
〒330-8777 さいたま市中央区新都心1-2
埼玉県立小児医療センター 検査技術部副部長 伊村
電話048-601-2200(代表) 電子メール n581811@pref.saitama.lg.jp

エ 埼玉県立精神医療センター

〒362-0806 伊奈町北足立郡小室818-2

埼玉県立精神医療センター 検査部副技師長 家城

電話048-723-1111（代表） 電子メール n231111@pref.saitama.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

(4) 入札説明会

なし。

(5) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年8月3日午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和2年7月31日午後5時まで（必着）なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 令和2年8月3日午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類等を入札説明書に示す方法で令和2年7月10日午後5時までにそれぞれ指定する

場所に提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和2年7月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) a. Nature and quantity of the products to be leased:

Automatic Analyzer of Blood Cell

b. Nature and quantity of the products to be purchased:

The inspection reagents for Automatic Analyzer of Blood Cell

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic bidding system: 10:00 a.m., August 3, 2020

By registered mail or in person: 5:00 p.m., July 31, 2020

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau.

Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-Ken 330-0063 Japan, Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県選管告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の施設を次のとおり指定した旨の報告があった。

令和二年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
三郷市立ピアラシテイ交流センター	埼玉県三郷市泉二丁目三十五番地	三郷市長	二百人
三郷中央におどりプラザ	埼玉県三郷市中央一丁目十四番地二	三郷市長	百人

告示

埼玉県選管告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第三項の規定により、三郷市選挙管理委員会から、同条第一項第三号の規定に基づき指定した次の施設について取り消した旨の報告があった。

令和二年六月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡田 昭文

施設の名称	所在地	管理者	収容人員
三郷市勤労者体育館	埼玉県三郷市谷口五百七十一番地	三郷市長	六百五十人
三郷市立下新田 保育所	埼玉県三郷市高州一丁目 二十二番地	三郷市長	五十人
三郷市立さくら 保育所	埼玉県三郷市彦成四丁目 四番十六号	三郷市長	五十人
三郷市立高州地区 体育館	埼玉県三郷市高州三丁目 二十九番地	三郷市長	二百人

告 示

埼玉県監査委員告示第六号

埼玉県包括外部監査人が実施した令和元年度の監査結果に基づき講じた措置について、埼玉県知事から通知があったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、次のとおり公表する。

令和二年六月十六日

埼玉県監査委員	山 本 光 紀
埼玉県監査委員	小 山 彰
埼玉県監査委員	神 尾 高 善
埼玉県監査委員	白 土 幸 仁

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

監査テーマ：委託契約の財務事務の執行について

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
防災行政無線施設保守点検業務委託【報告書109ページ】	<p>【指摘1】蓄電池や触媒栓の期限切れについて、速やかに対応すべきである。</p> <p>防災行政無線は、災害時に県庁から県内の市町村等に一斉に緊急通報を伝達するとともに、災害現場の状況をいち早く把握するために使用するもので、災害時に県民の生命及び財産の安全を確保するために極めて重要な設備である。</p> <p>また、災害はいつ発生するかが不明であるため、防災行政無線施設及び設備については、常に万全の状態を確保することが求められる。本事業においては、災害時の停電を想定して設けられている無停電電源装置や非常用発電装置などについて、事業者から蓄電池や触媒栓の交換・有効期限切れを指摘されているにもかかわらず、交換がなされていなかった。</p> <p>消防防災課では、再整備を数年後に控えた状況において、事業費用の合理的な執行を図るものとして、毎月実施する発電機巡視点検において、電解液量に異常がないこと並びに蓄電池電圧が正常であることを確認していたとのことである。確かにメーカー設定の交換期限を経過しても直ちにその機能を喪失するわけではないと考えられるが、防災行政無線の重要性を鑑みるとその取扱いは慎重の上にも慎重を重ね、最も保守的な対応が求められる。それゆえ、メーカー設定の交換期限到来時には速やかに交換すべきである。特に危機管理に関する事項については、予算措置を含め、すべてにおいて最優先かつ確実に実施されるべきものである。</p> <p>なお、平成29年度から令和2年度において、地上系再整備事業が行われており、当監査時点ではすべての蓄電池がメンテナンスフリー型のものに更新されていた。</p>	<p>平成29年度から実施している再整備工事において、全ての蓄電池について、触媒栓が不要かつ長寿命型のものを採用し、令和元年11月に更新を完了した。</p> <p>なお、本取り組みにより、次回再整備工事のタイミングに合わせて蓄電池交換を行うことができるようになり、蓄電池の有効期限切れを回避することが可能となった。</p>	消防課
風しん抗体検査事業委託契約【報告書127ページ】	<p>【指摘3】回議・合議書の決裁押印に際して、鉛筆書き又は修正テープの利用は避けるべきである。</p> <p>平成30年4月1日付回議・合議書「平成30年度埼玉県風しん抗体検査事業委託執行願いについて（非医師会）」の決裁区分欄に「感染症対策幹」と記載されていたが、鉛筆で二重線を引かれた横に「課長」と鉛筆で記載されていた。また、課所長欄に修正テープが貼られた上に押印されていた。</p> <p>これについて、決裁当初の段階では感染症対策幹決裁で回議・合議書が決裁に回付されていたが、その後、当事業は専決事項や財規等に基づき、保健医療政策課長の決裁が求められる案件であることが判明し、手書きや修正テープで修正を加えたとのことであった。</p> <p>正式な文書において鉛筆書きや修正テープを貼った上に押印することは適切ではない。文書規程に基づき、適正に文書を作成することが望まれる。</p>	<p>今後は起案時に財務規則に基づき決裁権者を確認し、文書に誤りがあった場合は、改めて、文書規程に基づき適正な文書作成を行なうことを令和2年3月13日に口頭及び電子メールにて職員に周知した。</p>	保健医療政策課

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
埼玉農業フロンティア育成事業のうち埼玉農業経営塾業務委託【報告書184ページ】	<p>【指摘4】個人情報の管理について、委託先に対する指導を徹底すべきである。</p> <p>当業務の委託契約の締結日は平成30年6月14日であったが、委託先における当業務の従事者が提出する誓約書（埼玉県個人情報保護条例の内容について説明を受け、埼玉県個人情報保護条例等に基づいて誠実に職務を行うことを誓約する書面。以下、「誓約書」という）の日付が平成30年7月27日付であった。</p> <p>事実を確認したところ、実際に通知文やHP上で受講生の募集を開始したのは平成30年7月6日であり、委託先が誓約書日付である平成30年7月27日以前に個人情報を取り扱っている可能性が大きいと考えられる。</p> <p>当該誓約書に関するプロセスは、委託先の当業務への従事者に関することであり、委託先が責任をもって実施することではあるが、当事業は埼玉県の事業を民間企業へ委託したに過ぎず、個人情報に関して何らかの事故が起こった場合、委託先の問題であるからといって委託者である埼玉県がその責任を免れるということにはならない。</p> <p>よって、委託先においても個人情報に関する事項が周知徹底されて、委託先の従事者が個人情報を取り扱う前までに誓約書に署名するよう、埼玉県として委託先に対する指導を徹底させることが望まれる。</p> <p>なお、当該委託先においては、平成30年9月3日に受講者に対し、講座の事務連絡をメールで発信した際、誤って受講者全員のメールアドレスが見える形で送信してしまうというミスが発生させてしまったとのことであった。</p> <p>受講生個人のメールアドレスが見える形でメールが送信されてしまったことについては、個人情報保護の観点からは明らかな事故であるが、事故発生後、委託先より速やかに埼玉県へ口頭で報告があり、平成30年9月10日付で事実報告およびメールの設定を変更して今後このような事故が発生しないように対策を講じた旨の書面が提出されている。また、受講生個人間で相互にメールアドレスを交換していたケースも多く、実質的な影響は相対的に大きくはないとのことであった。</p> <p>しかしながら、個人情報については委託先においても慎重に取り扱うべきであり、埼玉県として委託先に対する指導を徹底することが望まれる。</p>	<p>総務・経理部門と十分連携し、財務に関するチェックシートを活用したダブルチェックにより、契約事務の適正化を図り、再発防止を徹底していく。</p> <p>また、委託契約書の内容を見直し、個人情報の取扱いについては別記とし、委託先の業者には丁寧に説明するとともに、誓約書を取得した後も指導を徹底していくこととする。</p>	農業支援課

令和元年度包括外部監査結果に対する措置状況

監 査 結 果		監査結果に基づき、又は参考として講じた措置の内容	担当課所
項 目	概 要		
<p>県土整東武鉄道伊勢崎線・野田線連続立体交差事業（春日部駅付近）に係る調査等に関する平成29年度調査設計業務【報告書205ページ】</p>	<p>【指摘5】消費税等の計算についても考慮すべきである。 当初の契約の委託先の施行額に消費税が反映されていないことが後になって判明した。 これは、最初の契約締結当初、契約額について委託先では消費税抜の金額、それに対し埼玉県では消費税込の金額であると認識し、双方での認識が異なっていた。それが後になって双方のすり合わせにより、埼玉県にて自主的に判明したものである。判明後、消費税を反映した金額で双方同意の上、変更契約を締結している。 しかし、当時の消費税率でも8%と金額的には決して僅少な金額とはいえない。消費税は令和元年に10%に増税となっており、現在では金額的影響もより多額になっている。なお埼玉県では、消費税の認識にズレがないように契約内容を委託先と確認していくことを合意している。その後は双方確認を行っている結果、上記のような契約額への消費税の未反映は発生していない。 今後は消費税の認識について相違が生じてしまうことがないよう、消費税込みないし消費税抜きなのかを契約書、内訳書あるいはその他の資料等で予め明確にしておくことが重要である。</p>	<p>再発防止のため、令和2年度の業務から費用負担額の内訳書に消費税額を記載する運用に改めた。</p>	<p>鉄道高架建設事務所</p>

告示

埼玉県監査委員告示第七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第一項に規定する包括外部監査人中澤仁之の監査の事務を補助する者について、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年六月十六日

埼玉県監査委員 山本光紀
 埼玉県監査委員 小山彰
 埼玉県監査委員 神尾高善
 埼玉県監査委員 白土幸仁

補助する者の氏名	補助する者の住所	補助できる期間
新江 明	埼玉県さいたま市緑区大字三室九百八十七番地八 ヴィレッジ原前公園二〇二	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日
井上 正之	埼玉県さいたま市浦和区岸町三丁目十三番十六号	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日
川島 弥生子	東京都墨田区吾妻橋一丁目二十三番三十一三〇九号 リバ―ピア吾妻橋ライフタワー	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日
柴田 英樹	埼玉県さいたま市南区別所七丁目六番八―二八〇五号	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日
豊田 由美子	埼玉県吉川市高富一丁目三十番地九	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日
福島 清徳	埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎五丁目三十八番五号	令和二年六月十六日～ 令和三年三月三十一日